

松戸市低入札価格調査実施要綱の一部を改正する新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

変 更 前	変 更 後
<p>(対象事業)</p> <p>第3条 低入札価格調査の対象は、競争入札により契約を締結しようとする設計金額が<u>5千万円以上の建設工事</u>でかつ総合評価方式により契約を締結しようとする場合、本要綱による低入札価格調査を実施するものとする。</p>	<p>(対象事業)</p> <p>第3条 低入札価格調査の対象は、競争入札により契約を締結しようとする設計金額が<u>2千万円以上の建設工事</u>又は総合評価方式により契約を締結しようとする場合、本要綱による低入札価格調査を実施するものとする。</p>
<p>(失格基準価格)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(失格基準価格)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 前号にかかわらず、設計金額が2億3,000万円以上の場合においては、前号のアからエに掲げる額のいずれかを下回る価格で入札した者の入札は失格とする。</u></p>
<p>(入札者への周知)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(入札者への周知)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る契約の保証の額は、請負代金額の10分の3以上とすること。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p>
<p>(調査の実施)</p> <p>第8条 <u>低入札価格調査の実施者は、低入札価格調査を実施する場合、次のような内容について、入札者から別紙様式による書類の提出及び事情聴取等の調査を行うものとし、事業担当課長及び設計担当課長は、この調査について低入札価格調査の実施者に協力するものとする。</u></p> <p>(1) 調査内容</p> <p>ア 当該価格により入札した理由</p> <p>イ 入札価格の積算内訳</p> <p>ウ 労務者の供給に関する事項</p> <p>エ 調査対象案件の付近における手持ち工</p>	<p>(調査の実施)</p> <p>第8条 <u>契約担当課長は、低入札価格調査を実施する場合は次に掲げる事項について調査を行うものとし、事業担当課長及び設計担当課長はこの調査に協力するものとする。</u></p> <p>(1) 調査内容</p> <p><u>(1) 当該価格により入札した理由</u></p> <p><u>(2) 入札価格の積算内訳</u></p> <p><u>(3) 労務者の供給に関する事項</u></p> <p><u>(4) 調査対象案件の付近における手持ち工事の</u></p>

<p>事の状況</p> <p>オ 調査対象案件と同種の手持ち工事の状況</p> <p>カ 調査対象案件の施工場所と入札者の事務所、倉庫等との関連</p> <p>キ 手持ち資材及び手持ち機械に関する事項</p> <p>ク 資材及び機械の調達に関する事項</p> <p>ケ 建設副産物に関する事項</p> <p>コ 過去に施工した同種の公共工事名、発注者及び成績状況</p> <p>サ 経営状況及び信用状況等に関する事項</p> <p>シ その他の必要な事項</p>	<p>状況</p> <p>(5) 調査対象案件と同種の手持ち工事の状況</p> <p>(6) 調査対象案件の施工場所と入札者の事務所、倉庫等との関連</p> <p>(7) 手持ち資材及び手持ち機械に関する事項</p> <p>(8) 資材及び機械の調達に関する事項</p> <p>(9) 建設副産物に関する事項</p> <p>(10) 過去に施工した同種の公共工事名、発注者及び成績状況</p> <p>(11) 経営状況及び信用状況等に関する事項</p> <p>(12) その他の必要な事項</p>
<p>(低入札価格調査報告書等)</p> <p>第9条 <u>低入札価格調査の実施者</u>は、入札の執行者が第7条第1項の規定により入札を終了した後直ちに、低価格入札者全者に対し、「低入札価格調査報告書等の提出について」(様式第23号)により別表第2に定める書類(以下「低入札価格調査報告書」という。)又は「低入札価格調査報告書の提出に代わる届出」(様式第24号)の提出を求めなければならない。</p> <p>2 <u>低入札価格調査の実施者</u>は、前項の規定による通知について、開札をした日のうちに低価格入札者全者へ到達するよう配慮するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>低入札価格調査の実施者</u>は、前項に定める期限までに低入札価格調査報告書を提出しない者がいる場合は、当該者が被調査者であるときは調査を中止し、又は、当該者に対する調査を開始していないときは以後調査を実施しないものとする。低価格入札者が「低入札価格調査報告書の提出に代わる届出」(様式第24号)を提出した場合も、同様とする。</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>(低入札価格調査報告書等)</p> <p>第9条 <u>契約担当課長</u>は、入札の執行者が第7条第1項の規定により入札を終了した後直ちに、低価格入札者全者に対し、「低入札価格調査報告書等の提出について」(様式第23号)により別表第2に定める書類(以下「低入札価格調査報告書」という。)又は「低入札価格調査報告書の提出に代わる届出」(様式第24号)の提出を求めなければならない。</p> <p>2 <u>低入札価格調査の実施者</u>は、前項の規定による通知は、開札をした日のうちに低価格入札者全者へ到達するよう配慮するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>契約担当課長</u>は、前項に定める期限までに低入札価格調査報告書を提出しない者がいる場合は、当該者が被調査者であるときは調査を中止し、又は、当該者に対する調査を開始していないときは以後調査を実施しないものとする。低価格入札者が「低入札価格調査報告書の提出に代わる届出」(様式第24号)を提出した場合も、同様とする。</p> <p>5～7 (略)</p>
<p>(事情聴取の実施)</p> <p>第10条 <u>低入札価格調査の実施者</u>は、被調査者に対する事情聴取を実施し、被調査者により</p>	<p>(事情聴取の実施)</p> <p>第10条 <u>契約担当課長</u>は、被調査者に対する事情聴取を実施し、被調査者により契約の内容</p>

<p>契約の内容及び適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認しなければならない。ただし、第5条第1項に定める失格基準価格を下回る価格で入札した低価格入札者に対する事情聴取については、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>低入札価格調査の実施者</u>は、第1項の規定により事情聴取を実施するときは、予め被調査者に対し「事情聴取の実施について」(様式第25号)により通知しなければならない。</p> <p>6 <u>低入札価格調査の実施者</u>は、被調査者が事情聴取に応じないときは、当該被調査者に対する低入札価格調査を中止するものとする。</p>	<p>に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認しなければならない。ただし、第5条第1項に定める失格基準価格を下回る価格で入札した低価格入札者に対する事情聴取については、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>契約担当課長</u>は、第1項の規定により事情聴取を実施するときは、予め被調査者に対し「事情聴取の実施について」(様式第25号)により通知しなければならない。</p> <p>6 <u>契約担当課長</u>は、被調査者が事情聴取に応じないときは、当該被調査者に対する低入札価格調査を中止するものとする。</p>
<p>(取引金融機関等への調査)</p> <p>第11条 <u>低入札価格調査の実施者</u>は、第8条第1号サについて低入札価格調査を実施するに当たり、必要があるときは、被調査者から「同意書」(様式第26号)を徴するものとする。</p>	<p>(取引金融機関等への調査)</p> <p>第11条 <u>契約担当課長</u>は、第8条第1号サについて低入札価格調査を実施するに当たり、必要があるときは、被調査者から「同意書」(様式第26号)を徴するものとする。</p>
<p>(松戸市建設工事等契約審査会への付議)</p> <p>第12条 <u>低入札価格調査の実施者</u>は調査結果を記載した「低入札価格調査表」(様式第27号)を作成し、松戸市建設工事等契約審査会(以下「契約審査会」という。)に提出し、審査を求めなければならない。ただし、第5条の規定により失格基準価格を定めた場合において、失格基準価格を下回る価格で入札をした低価格入札者(以下「失格基準価格該当者」という。)については、この限りでない。</p>	<p>(松戸市建設工事等契約審査会への付議)</p> <p>第12条 <u>契約担当課長</u>は調査結果を記載した「低入札価格調査表」(様式第27号)を作成し、松戸市建設工事等契約審査会(以下「契約審査会」という。)に提出し、審査を求めなければならない。ただし、第5条の規定により失格基準価格を定めた場合において、失格基準価格を下回る価格で入札をした低価格入札者(以下「失格基準価格該当者」という。)については、この限りでない。</p>
<p>(契約審査会の審査)</p> <p>第13条 契約審査会は、<u>低入札価格調査の実施者</u>から審査を求められたときは、契約の内容及び適合した履行が可能か審査を行うものとする。なお、審査には必要に応じて当該入札者の出席を求めることができる。</p>	<p>(契約審査会の審査)</p> <p>第13条 契約審査会は、<u>契約担当課長</u>から審査を求められたときは、契約の内容及び適合した履行が可能か審査を行うものとする。なお、審査には必要に応じて当該入札者の出席を求めることができる。</p>
<p>(落札者の決定等)</p> <p>第14条 <u>低入札価格調査の実施者</u>は、契約審査会において審査された低入札価格調査結果のうち1以上の調査結果について契約の内容及び</p>	<p>(落札者の決定等)</p> <p>第14条 <u>契約担当課長</u>は、契約審査会において審査された低入札価格調査結果のうち1以上の調査結果について契約の内容及び適合した履</p>

適合した履行が可能と決定したときは、入札の執行者の決裁において、契約の内容に適合した履行が可能と決定した者のうち最低の価格をもって入札した者又は評価値の最も高い者を「落札者」、契約の内容に適合した履行が困難と決定した者を「失格者」、及び調査除外者のした入札を「無効」と決定する。

2 低入札価格調査の実施者は、全ての低入札価格調査結果について契約の内容に適合した履行が困難と決定したときにおいて他に調査対象者がいない場合は、入札の執行者の決裁を受け、「予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者」又は高評価値者を「落札者」、契約の内容に適合した履行が困難と決定した者を「失格者」、及び調査除外者のした入札を「無効」と決定する。

3 低入札価格調査の実施者は、低価格入札者全者が調査除外者となった場合は、入札の執行者の決裁を受け、「予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者」又は高評価値者を「落札者」、及び調査除外者のした入札を「無効」と決定する。

4～5 (略)

(調査対象工事の概要等の公表)

第15条 低入札価格調査の実施者は、調査対象となった工事の概要について、当該工事に係る契約の締結後「低入札価格調査制度による調査対象工事」(様式第30号)により作成しなければならない。

2 低入札価格調査の実施者は、低価格入札者のうち、前条第1項から第2項までの規定により失格者とした者に係る低入札価格調査等の概要を、当該工事に係る契約の締結後「低入札価格調査の実施概要」(様式第31号)により作成しなければならない。

3 低入札価格調査の実施者は、前各項の規定により概要を作成後、閲覧及びインターネット

行が可能と決定したときは、~~入札の執行者の決裁において、~~契約の内容に適合した履行が可能と決定した者のうち最低の価格をもって入札した者又は評価値の最も高い者を「落札者」、契約の内容に適合した履行が困難と決定した者を「失格者」、及び調査除外者のした入札を「無効」と決定する。

2 契約担当課長は、全ての低入札価格調査結果について契約の内容に適合した履行が困難と決定したときにおいて他に調査対象者がいない場合は、~~入札の執行者の決裁を受け、~~「予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者」又は高評価値者を「落札者」、契約の内容に適合した履行が困難と決定した者を「失格者」、及び調査除外者のした入札を「無効」と決定する。

3 契約担当課長は、低価格入札者全者が調査除外者となった場合は、~~入札の執行者の決裁を受け、~~「予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者」又は高評価値者を「落札者」、及び調査除外者のした入札を「無効」と決定する。

4～5 (略)

(調査対象工事の概要等の公表)

第15条 契約担当課長は、調査対象となった工事の概要について、当該工事に係る契約の締結後「低入札価格調査制度による調査対象工事」(様式第30号)により作成しなければならない。

2 契約担当課長は、低価格入札者のうち、前条第1項から第2項までの規定により失格者とした者に係る低入札価格調査等の概要を、当該工事に係る契約の締結後「低入札価格調査の実施概要」(様式第31号)により作成しなければならない。

3 契約担当課長は、前各項の規定により概要を作成後、閲覧及びインターネットにより公表

により公表するものとする。	するものとする。
<p>(虚偽説明等への対応)</p> <p>第16条 落札者の決定後、落札者が虚偽の低入札価格調査報告書等の提出若しくは虚偽の説明を行ったことが明らかになった場合又は重点的な監督の結果内容と低入札価格調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当課長は、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 当該工事の成績評定において厳格に反映させることができるものとする。</p> <p>(2) <u>過去5年以内に(1)の措置を受けたことがある</u>など悪質性が高い者に対しては、「松戸市建設工事等請負業者指名停止基準」別表第2第9号により指名停止を行う。</p>	<p>(虚偽説明等への対応)</p> <p>第16条 落札者の決定後、落札者が虚偽の低入札価格調査報告書等の提出若しくは虚偽の説明を行ったことが明らかになった場合又は重点的な監督の結果内容と低入札価格調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当課長は、次の各号に掲げる措置を講じ<u>ることができる。</u></p> <p>(1) 当該工事の成績評定において厳格に反映させることができるものとする。</p> <p>(2) <u>過去5年以内に(1)の措置を受けたことがある</u>など悪質性が高い者に対しては、「松戸市建設工事等請負業者指名停止基準」別表第2第9号により指名停止を行う<u>こと。</u></p>